

長期収載品の処方に係る選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を患者さまが希望された場合は、特別の料金(選定療養費)をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。
- ・ 令和8年6月より先発医薬品と後発医薬品の最高薬価の差額の2分の1相当の金額を選定療養費として、通常の医療保険の患者負担(1～3割)と別にお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合や流通等で後発医薬品が無い等の場合は、特別の料金は要りません。
- ・ 選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は院外処方の方は薬局でのお支払いとなります。休日・時間外等により院内処方となった場合は当院でお支払頂きます。